

諮問日：令和元年10月25日（令和元年度（検審情）諮問第1号）

答申日：令和2年8月24日（令和2年度（検審情）答申第1号）

件名：大阪第一検察審査会における特定の審査事件の文書等の不開示判断（存否
応答拒否等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人が平成31年4月3日付けで行った別紙記載の各文書の開示の申出に対し、大阪第一検察審査会（以下「諮問庁」という。）は、別紙記載1及び4の文書について、その存否を明らかにしないで不開示と、同2及び3の文書（3は性別が分かるものに限る。以下同じ。）について、作成又は取得していないとして不開示と判断した（以下、これらの判断を併せて「原判断」という。）。

原判断のうち、別紙記載1並びに4の(1)から(5)まで及び(9)の文書について、その存否を明らかにしないで不開示とし、別紙2及び3の文書について、作成又は取得していないとして不開示とした点は、妥当である。また、別紙記載4の(6)から(8)までの文書は、検察審査会行政文書ではなく、開示対象外のものであるから、これらの文書を不開示とした点は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「基本申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和元年7月1日付けで原判断を行ったところ、基本申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、基本申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 苦情申出人は、過去に諮問庁以外の検察審査会に対して別紙記載の各文書と同様の文書について検察審査会行政文書開示申出をしたところ、一定の文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5

条1号に規定する不開示情報に相当する部分を除いて開示を受けた。別紙記載の各文書について、存否を答えることができない、作成又は取得していないという理由で不開示となるのは、行政の公平性並びに行政の適切な運営を担保する情報公開制度の精神にもとるものであり、容認しがたい。

- 2 過去の重大な事件において、検察審査員の平均年齢や性別が公表されていたにもかかわらず、今回、法5条1号に規定する不開示情報に当たらない情報すら開示しないことは、検察審査員の適正かつ公正な選任がなされていなかったのではないかという疑いを喚起し得るものであり、検察審査会法及び法の趣旨に著しく反する。

第4 諮問庁の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書については、特定の審査事件が特定日に受理されたことに関する文書の存否を明らかにすると、特定日に受理されたことと議決日等に関する情報とを照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の憶測を招き、今後の審査活動に好ましくない影響を与え、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがある。

したがって、別紙記載1の文書の存否を答えるだけで、今後の審査会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがある情報（法5条6号に相当）を開示することになるから、その存否を回答することはできない。

- 2 別紙記載2の文書については、検察審査員の選定の方法が法令により定められていることから、対象となる文書は作成又は取得していない。
- 3 別紙記載3の文書については、選挙管理委員会から取得する検察審査員候補者予定者名簿に性別は記載されておらず、検察審査会事務局においても、事務の遂行上必要がないことから、対象となる文書は作成又は取得していない。
- 4 別紙記載4の文書については、これらの文書の存否を明らかにすると、特定の検察庁及び当該検察庁における事件番号並びに特定の検察審査会及び当該検察審査会における事件番号によって特定される審査事件が、特定の議決の内

容によって終局した事実の有無が公になる。この情報は、当該特定の審査事件の関係者の個人に関する情報として、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。上記の事実については、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に相当しない。

したがって、別紙記載4の文書の存否を答えるだけで、個人識別情報（法5条1号に相当）を開示することになるから、その存否を回答することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 令和元年10月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月26日 | 諮問庁から意見書及び資料を收受 |
| ④ 令和2年1月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月3日 | 審議 |
| ⑥ 同年8月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1の文書は、特定日に受理された審査事件に係る文書である。

原判断においては、その存否を明らかにしないで不開示とし、諮問庁は、文書の存否を明らかにすると、特定日に受理されたことと議決日等に関する情報とを照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の憶測を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあるとし、文書の存否を答えるだけで、今後の審査会議の適正な遂行に支障が生じるおそれがある情報（法5条6号に相当）を開示することになると説明する。

検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障している。審査期間が公になれば、その長短を巡って無用

の批判や詮索を招くおそれがあり、それは普通の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与えかねない。ひいては、審査期間の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。

そこで、別紙記載1の文書の存否を明らかにすると、特定の審査事件が特定日に受理された事実の有無が公になると認められる。特定の審査事件が特定日に受理されたことが公になった場合、他の情報と照合することにより、事件の審査期間を推認させることになると考えられる。その結果、上記のとおり、今後の審査活動において、公開しないで行うこととされた審査会議における活発な議論が損なわれるおそれがある。

したがって、別紙記載1の文書の存否を明らかにすることにより、法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められるから、諮問庁の上記説明に不合理な点はない。

- 2 別紙記載2の文書は、検察審査員の選定基準を保有している機関に関する文書である。

原判断においては、作成又は取得していないとして不開示とし、諮問庁は、検察審査員の選定の方法は法令により定められていると説明する。

検察審査会法において、検察審査員は、20歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれることとされており（同法10条、11条、12条の2、13条及び公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）附則7条）、検察審査員の選定の方法が法令により定められていることからすれば、別紙記載2の文書に該当する文書を作成又は取得していないものと考えられる。また、そのほか、諮問庁において、別紙記載2の文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、諮問庁において別紙記載2の文書を保有していないと認められる。

- 3 別紙記載3の文書は、検察審査員の性別に関する文書である。

原判断においては、作成又は取得していないとして不開示とし、諮問庁は、検察審査員候補者予定者名簿に性別は記載されておらず、検察審査会事務局においても事務の遂行上必要はないと説明する。

選定された検察審査員及び補充員の名簿は、検察審査会法施行令により様式が定められており（同施行令別記第三様式）、それに性別は記載されていない。また、選定に先立って選挙管理委員会から送付を受ける検察審査員候補者予定者名簿にも性別は記載されておらず、検察審査会事務局の事務の遂行上も必要がないことから、別紙記載3の文書に該当する文書を作成又は取得していないものと考えられる。そのほか、諮問庁において、別紙記載3の文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、諮問庁において別紙記載3の文書を保有していないと認められる。

- 4 別紙記載4(1)から(5)まで及び(9)の文書は、検察庁の名称及び当該検察庁における事件番号、検察審査会の名称及び当該検察審査会における事件番号並びに議決の内容によって特定される審査事件に係る文書である。

原判断は、その存否を明らかにしないで不開示とし、諮問庁は、文書の存否を明らかにすると、特定の検察庁及び当該検察庁における事件番号並びに特定の検察審査会及び当該検察審査会における事件番号によって特定される審査事件が、特定の議決の内容によって終局した事実の有無が公になるところ、この情報は、当該特定の審査事件の関係者の個人に関する情報として、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に相当しないから、文書の存否を答えるだけで、個人識別情報（法5条1号に相当）を開示することになると説明する。

特定の検察庁又は検察審査会における事件番号は、当該の検察庁又は検察審査会の事件管理のために付されるものであり、他の情報と照合することにより、

被疑者や審査申立人を識別することができる情報であると認められ、また、議決内容は、当該被疑者が被疑事件に関し不起訴処分を受け、同人又は審査申立人に関する事件において特定の議決があったという個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって、このような情報は、特定の被疑者又は審査申立人の個人に関する情報として、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

ただ、検察審査会法の定めるところによれば、検察審査会が審査の結果議決をしたときは、議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨が掲示され（同法40条）、議決の要旨には、通常、特定の検察庁及び当該検察庁における事件番号並びに特定の検察審査会及び当該検察審査会における事件番号によって特定される審査事件が、特定の議決の内容によって終局したことが記載されることになっていることから、上記各文書の情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされる情報、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に当たらないかが問題となる。しかし、検察審査会法を全体としてみると、まず審査会議非公開の原則が定められている（同法26条）ので、同法40条の意義は、この原則との関係で考える必要がある。同法40条の趣旨は、議決の要旨を一般に知らしめるとともに、検察審査会の会議の公正を期し、もって国民の信頼を確保することにあると解されるが、その限度において議決の要旨の内容が明らかにされるとしても、掲示場所及び掲示期間はいずれも限定的なものである。また、掲示される内容は、刑事事件の被疑事実を中心とする事項であり、本来、かかる情報については、行政情報とは異なり、刑事訴訟法47条に準じた慎重な取扱いが要請されるものでもある。これら諸点を踏まえれば、議決の要旨の掲示をもって直ちに、前記の情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当するとはいえない。

以上の検討によれば、別紙記載4(1)から(5)まで及び(9)の文書の存否を明

らかにすることにより、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

- 5 別紙記載4(6)から(8)までの文書は、検察庁の名称及び当該検察庁における事件番号、検察審査会の名称及び当該検察審査会における事件番号並びに議決の内容によって特定される審査事件に係る文書のうち、議論の内容が分かるもの、審査補助員が行った検察審査会法39条の2第3項所定の説明、助言等の内容が分かるもの及び開催日程、配布資料が分かるものである。

原判断及び諮問庁の説明は、上記4と同じである。

そこで検討すると、基本申合せによれば、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる検察審査会行政文書は、検察審査会事務局の職員が職務上作成又は取得した検察審査会行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものである。そして、検察審査会行政文書には、特定の審査事件の審査活動に関する文書は含まれないと解される。それは、検察審査会における事件審査は、その結論如何によっては公訴提起につながるものであって、捜査の密行性の原理に立脚する捜査手続の一環としての側面を持つことから、審査活動に関する文書は、情報公開法制において開示対象外とされている刑事事件関係文書と同様の性質を有するからである（刑事訴訟法53条の2第1項参照）。

苦情申出人が提出した本件開示申出書の記載内容に照らせば、別紙記載4(6)から(8)までの文書は、いずれも特定の審査事件の審査活動に関する文書であると認められる。したがって、これらの文書は、いずれも検察審査会行政文書ではないことから、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならない。

そうすると、別紙記載4(6)から(8)までの文書に係る開示申出については、いずれも特定の審査事件の審査活動に関する文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないことを理由として不開示とすべきものである。

6 そのほか、苦情申出人は原判断の違法性について種々主張するが、本件の結論に影響すべきものは認められない。

7 以上の次第であって、原判断については、別紙記載1並びに4の(1)から(5)まで及び(9)の文書について、その存否を明らかにしないで不開示とし、同2及び3の文書について、作成又は取得していないとして不開示とした点は、妥当であり、別紙記載4の(6)から(8)までの文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした点は、結論において妥当であると判断した。

なお、苦情申出人の本件開示申出は、別紙記載の各文書につき開示を求めるものであったところ、本諮問においては、同記載の※部分は、諮問の対象とされていない。この点についての諮問庁の説明は、苦情申出人が提出した苦情申出書の「不開示の理由」欄に、諮問庁が対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断に係る記載がなかったので、諮問の対象としなかったということである。

この対応については、解釈上誤りではなく、当委員会として一応の理解はできる。ただ、このような一般の市民にはやや判断がしにくい事柄が問題となる場合には、諮問庁としては、苦情申出人に対し、苦情申出の範囲について求釈明をし、場合によっては補正を促すことも考えられた（平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いの実施の細目について」第2の2）。検察審査会においては、今後、苦情申出の範囲について疑義が生じないように一層の配慮を期待したい。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 野 口 貴 公 美

(別紙) 本件各開示申出文書

- 1 特定日に受理された平成30年第16号事件及び平成30年第17号事件の
 - (1) 検察審査員の選任に係る事務の取り扱い(選任方法, 手順, 検察審査会法(以下, 別紙において「法」という。)第12条の3にいう調査の方法を含む。)について記載されたもの
 - (2) 検察審査員の選任にかかって, 法第13条2にいう立会いを行った, 地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事の氏名について記載されたもの
 - (3) 審査補助弁護士の選任に係る事務の取り扱い(選任方法, 手順, 検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む。)について記載されたもの
- 2 検察審査員の全体的な選定基準などは最高裁が保有しているかどうか, またそうでないとしたら, 選定基準を保有しているのがどの機関であるかについて記載されたもの
- 3 大阪第一検察審査会の, 平成30年1月から平成31年3月に選任された検察審査員の性別と年齢, 及び任期の分かるもの
- 4 特定の検察庁において特定の事件番号が付された事件に関して, 特定の議決内容により終局した平成30年大阪第一検察審査会審査事件第16号事件及び同第17号に係る
 - (1) 法第12条の4に規定する質問票の内容が分かる文書及び当該質問票を用いたことが分かるその他一切の文書
 - (2) 法第16条第1項に規定する説明の内容及び当該説明を行ったとする一切の記録
 - (3) 検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書及び宣誓書の有無が分かるその他一切の文書
 - (4) 法第22条に規定する検察審査会議の召集状の写し等及び当該召集状を発したことが分かるその他一切の文書

- (5) 法第25条に規定する検察審査員全員の出席があったことを証明する文書
 - (6) 法第28条第2項に規定する会議録及び検察審査員及び審査補助員による議論の内容の分かるもの
 - (7) 法第39条の2第3項に規定される審査補助員が行った、本事件に関する法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理、および本事件の審査に関して法的見地から行った助言の内容が分かるその他一切の文書
 - (8) 検察審査会議の開催日程、配布あるいは参照用として提供された資料が分かるもの
 - (9) 検察審査会法施行令（昭和23年11月29日政令第354号）第15条に規定する選定録及び選定録の有無が分かるその他一切の文書
- 5 大阪第一検察審査会審査員及び補充員の平均年齢（平成30年2月～平成30年7月期、平成30年5月～10月期、平成30年8月～平成31年1月、平成30年11月～平成31年4月のそれぞれの期間について）の分かるもの

※ このうち一部開示の判断がされた文書（3のうち年齢及び任期の分かるもの並びに5）の不開示部分については、本諮問の対象とされていない。